

農地法の正当性

～株式会社の参入を視点として～

1140416 岡本 和真

高知工科大学マネジメント学部

要旨

農地法は農業に関する基本的な法律である。「農地を守り、それにより食料の安定供給を行う」ことを目的としている。農地法は農地を守るため、農地転用を行う恐れがある株式会社の農業参入を規制してきた。しかし本当に株式会社を規制することで農地を守ることになるのか？考察していく。

農地法制定当初は個人農家が農業を行っていた。しかし日本が高度成長期を迎え、農業にも効率化が叫ばれたため、農地法は個人から共同（集団組織）で行うことを推進した。しかしこのころはまだ株式会社は農地を荒らす恐れがあるとの判断から認められなかった。その後農業労働者は都市へ集中、担い手不足の問題が生じる。そのため、農地を耕す者が少なくなったり、高齢化が進んだり、耕作放棄地が増加していく。さらに時代が進み、GATT ウルグアイラウンドが開催され、世界情勢が農業にも影響を及ぼすようになる。国際化に対応すべく、株式会社の一部（株式譲渡制限のあるもの）の農業参入が可能となる。株式会社参入が法人数を増やしたこともあり、株式会社は農地の貸借まで認められるようになる。しかし現在になっても未だに農地の所有権は持っていない。

実際に株式会社が農業に参入している事例を見る。農地法があることにより農地ではなく非農地を活用せざるを得ない企業がいることを知った。耕作放棄地の増加が問題になっている中、株式会社が農地活用することは、農地の効率的利用、耕作放棄地を防ぐ（＝農地を守る）ことにつながっているのではないかと感じる。

また農家の生産を流通に乗せるサポートを行う企業も存在し、実際に農家の所得をアップさせている。農地を守るには、農業従事者が必要となる。しかし担い手不足、儲からないという農業に対するイメージが存在する中では、はたして就農する人は増えるのだろうか。その問題を解決すべく、農業を儲かる産業へ目指す株式会社の力は必要ではないのか。

私は株式会社の力が農業には必要だと感じる。ここで株式会社が農業振興の役割を行うビジネスモデルを提案する。農家の不得意とする流通を株式会社が行い、農家を株式会社がマネジメントするというものだ。株式会社が農地を持つことは、採算が合わない等必ずしも良いとは限らない。農家が農業生産を行うことで株式会社側はリスクを減らすことができる。そうなればお互い相互補完し合える関係になるのではないのか。

以上より農地法の歴史や事例を見てきたが、株式会社が農業に参

入することは、農業振興の役割も成すと考える。そのためにも農地法は株式会社の農業参入を進めるべきではないか。

章立て

はじめに

第1章 農地法の歴史

- 1.1 農地法とは
- 1.2 農地法の変遷

第2章 農業への新規参入と農業の保護

- 2.1 集落営農について
- 2.2 株式会社の参入事例と農地法の問題点
 - 2.2.1 株式会社カゴメ
 - 2.2.2 イオンアグリ創造株式会社
 - 2.2.3 株式会社アグリ
- 2.3 3事例から見る農地法の問題点

第3章 農業振興に貢献する農地法とビジネスモデル

- 3.1 農業におけるビジネスモデル案
- 3.2 今後の農地法の方向性

おわりに

はじめに

大学3年生の時に、ゼミの仲間と農業論文の共同執筆を行った。農業にもマネジメント能力を活かした経営戦略が必要だと提言した。この農業論文に参加することで、さらに農業に興味を抱くようになった。

新規就農に関する本を手にとって読むと“農地法”という法律があるために、農業を土地所有から始めることが困難だと知った。確かに脱サラによる農業参入（個人）は可能であるが、農業が抱える問題を解決する影響力はない。効率化や国際競争が求められる時代に、会社組織の効率的経営をもって、農業参入が必要だと感じるが、それはできない。この新規農業参入を阻む要因である“農地法”とは一体どのようなものか興味を持った。

農地法は農地を守るための法律であるはずだが、この農地法による株式会社の参入規制は、農地を守ることになるのか？私は疑問に思った。農地法の歴史をたどり、今後の農地法のあり方と新規農業参入が農業に及ぼす影響について考察していく。

農地法の制定から順に時系列で改定内容を調査、農地法が時代ご

とに担っている意義や制度を検証、現代の問題やトピックスを農地法との関係で観察、農業への新規参入を促す農地法の方向性提言を試みる。

第1章 農地法の歴史

1.1 農地法とは

農地法とは、農地に関する基本的な法律である。時代が進むにつれ、農地法の内容は変化していく。

法律には法目的が存在する。商法であれば、債権者の保護を目的とし、有価証券取引法は投資家の保護を目的としている。同じように農地法にも法目的が存在する。現在の農地法の目的は、第一条「この法律は、国内の農業生産の基盤である農地が現在及び将来における国民のための限られた資源であり、かつ、地域における貴重な資源であることにかんがみ、耕作者自らによる農地の所有が果たしてきている重要な役割も踏まえつつ、農地を農地以外のものにすることを規制するとともに、農地を効率的に利用する耕作者による地域との調和に配慮した農地についての権利の取得を促進し、及び農地の利用関係を調整し、並びに農地の農業上の利用を確保するための措置を講ずることにより、耕作者の地位の安定と国内の農業生産の増大を図り、もつて国民に対する食料の安定供給の確保に資することを目的とする。」となっている。(下線筆者) (田中康晃 林博明[2010]p272)

つまり農地を農地以外のものにすることを規制するとともに、国民に食料を安全・安心に提供しようということである。

下図から分かるように、日本の食料自給率は年々下がっている傾向にある。本当に食料の安定供給の確保ができていたのだろうか。農地法が制定されてから、現在までどのような経緯を経て変化しているのか、その時代毎の農地法の役割を見ていく。

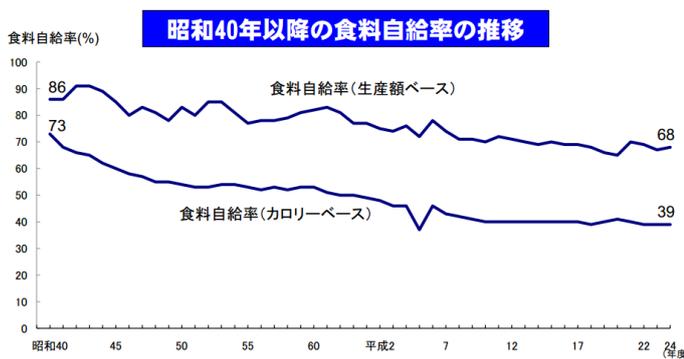


表1 日本の食料自給率の推移(農林水産省[2013]p1)

(http://www.maff.go.jp/j/zyukyu/zikyu_ritu/pdf)

2.2 農地法の変遷

〈昭和27年農地法制定 ～農地改革から農地法変遷～〉

昭和21年から25年に敗戦後の占領政策の一環として農地改革が行われた。農地改革の末、地主・小作人体制が崩壊した。元々小作人は地主から土地を借り、小作料を払いながら農業を行っていた。

農地改革が行われ、地主は保有限度をもうけられ、制限を超える土地を安く小作人に売り渡す。それにより小作人は自ら農地を持ち、農業を営むことができるようになった。また、地主・小作人という名称もこれを機に使用しなくなった。当時は農地を所有している者が、農業生産(耕作等)を行っていた。このことを自作農主義という。自作農主義の他に耕作者主義というものがある。耕作者主義とは、農地は所有していないが、農地を借りて耕作することを指す。両者は農地を所有して耕すか、そうでないかの違いがある。

農地改革がひと段落した昭和27年(1952年)、農地改革の成果を維持するため、農地法という法制度を集大成した法律が制定された。農地法とは農地に関わる基本的な法律のことであり、制定後も何度か改正されている。昭和27年の農地法では耕作者(農業を行う者)の地位の保護、農地の権利移動規制や農地転用規制が内容になっている。農地の権利移動規制や農地転用規制は、農地を守るためのものである。例えば企業や他団体が農地を所有し、その土地でビルを建ててしまうと、農地が宅地に転用されてしまう。そうなれば農地は次第に減少し、日本の食糧生産が減少してしまうため、農地は農業でしか使用できないと示された。この農地法が制定されたことにより、各個人が自分の土地で農業を営むことが定着していった。(農林水産省[2007]p1)

〈昭和37年農地法改正 ～農業の効率的利用～〉

農地法制定から約10年を経た昭和30年代半ば、日本は高度成長期を迎える。人口・産業の急速な集中に伴い、国土の総合的・計画的な利用の必要性が認識され始めた。また他産業への農村労働力の流出が顕著となる問題も浮上する。高度成長期には生産性(ここでの生産性は単位土地/単位労力)、どれだけ土地を有効活用して利益を得るかが求められ、その中で農業の非効率性が浮き彫りになる。それは共同経営であったのにもかかわらず、農業がいまだに個人経営だったからである。

昭和36年(1961年)には農業基本法が制定された。内容は、農業従事者が他産業に移ることによって農地を使用しなかったり、放棄されたりした農地を、専業で農業を行っている農家へ集積することを推進。それにより農地の有効利用、規模拡大を図った。あくまで農地を所有する者に農業を行ってもらう形にこだわっていた。しかし農村と都市との所得格差拡大によって、他産業に従事しながら農業を行う兼業農家が進み、農地の所有権移転は思うように進展しなかった。当時農業は家族経営であったため、親が農業をしていれば、子も農業を行っていた。当時、家族経営は製造業と均衡するくらい、生活を営むことができる所得を確保できる存在として認識されていた。そこで家族経営の「協業の助長」を推進した。協業とは2戸以上の世帯が協同で出資し、農業生産物の製造から販売、収支決算、収益の分配に至るまでの経営のすべてを協同で行うものをいう。使用していない、耕作放棄された農地を、次の担い手に結びつけ、家族経営を増大させようとした。(農林水産省[2007]p3)

農業の非効率性の浮彫りの問題を解決すること、また農業基本法

の趣旨でもあった農業の規模拡大を狙うことを目的に、昭和 37 年（1962 年）に農地法が改正された。農地の権利移転をスムーズに進めるため、農地に係る信託制度の創設を行った。ある農家が農地の所有権を移動させる時に、農業協同組合に譲渡、農業協同組合はそれを管理・運用できる第 3 者に与えるようにすることである。

また、この改正によって農業生産法人が設立された。農業生産法人とは、農地の権利取得である買ったり、借りたりすることが可能な法人のことである。この時点では株式会社は農業生産法人になることはできなかった。これまで組織や法人に農地取得権利は認められていなかったが、この改正により法人も農業を行うことが可能になった。しかし農業の法人化は認められたが、農業生産法人になるための条件が厳しく、設立数は伸び悩む結果となった。（農林水産省 [2007]p4）

〈昭和 45 年農地法改正 ～借地による農地流動化～〉

農業経営の規模拡大が思うように展開しなかったこと、前農地法改正で農業生産法人数が伸びなかったことにより、昭和 45 年（1970）に農地法が再度改正された。

これまでの所有権移転による農地の流動化に加えて、借地を含む農地の流動化を促進させようとした。農地を所有する者が農業を行うとする自作農主義に基づき、家族経営で農業を行うことを進めてきた。

この年の農地法の改正ではまず目的に『土地の農業上の効率的な利用を図るため』を追加した。さらに提案趣旨説明では“生産性の高い経営による効率的な利用を図るため、農地の流動化を促進し、農業構造を改善する”とした。当時統制法である農地法に、構造政策、農地流動化の方向付けを入れることは画期的なことであった。それは今まで農業が自作農主義であったのが、農地流動化を進めることにより耕作者主義に移行することを示していたからである。次に耕作者の保護の緩和として、賃貸借規制を大幅に緩和した。これにより賃貸借を活用する農家の数は、政府の要請レベルまでは達成しなかったが、微増した結果となった。（農林水産省 [2007]p5）

〈農業と関税保護政策〉

これまで日本国内での動向を見てきたが、世界情勢が農業にも絡んでくる。日本国内において、これまで外国産の農産物が自国に輸入される時、自国の農産物が脅かされないように関税をかけていた。外国産の農産物が日本産よりも少し高くても、日本産の方が安心・安全と思えば日本産を購入するかもしれない。しかし外国産の農産物が自国の農産物よりもはるかに安い場合、日本の農産物は売れなくなってしまふ。

例として、GATT ウルグアイラウンドが開始されるまでの日本は、

外国からコメの輸入はほとんど行われていなかった。もともと主食がコメということもあり、昭和 40 年代のコメの自給率はほぼ 100% であり、国の守るべき農産物と認識されていた。GATT ウルグアイラウンドが開催されることで日本の農業にどのような影響を与えたのかを述べていく。

この GATT ウルグアイラウンドでは、コメの関税化を先延ばしにし、代わりにミニマムアクセスという特例措置を適用した。しかし、この時点で関税化を先延ばしにしてよかったのだろうか。今話題になっている TPP（環太平洋戦略的経済連携協定）では、関税を撤廃するかどうかの議論をしている。この 1986 年に行われた GATT ウルグアイラウンドでは関税化を先延ばしにしているが、1999 年には適用している。先延ばしにした分だけ、農業の自立経営は準備することもなく遅れたのではないか。そして TPP もウルグアイラウンドと同じ道を歩んでいるのではないか。（農林水産省 [2009]p4-8, 10）

〈2.5 平成 12 年農地法改正 ～株式会社の参入～〉

先ほど述べた GATT ウルグアイラウンドの背景もあり、国際化に対応し得る農政の展開が起こる。そのため株式会社の力を借りようと、農業参入を誘引することを目的に、2000 年に農地法が改正された。

この農地法改正の大きなポイントは、農業生産法人に株式会社（株式譲渡制限のある）を一形態として加えたことである。今まで農業生産法人には株式会社はなることが出来なかった。というのも農業関係者以外の者に経営が支配され、農地が投棄目的で取得される等の懸念があったからだ。しかし、これらの懸念を払拭することができる実効性のある措置を講じることができれば、株式会社が土地利用型農業の経営形態の一つになる途を開くとし、措置を講じたうえで株式会社（株式譲渡制限のある）の参入を認めた。株式譲渡制限のある株式会社とは、「株式を売買などで譲渡する際、取

か」という意識に変化した。輸出は貨幣を生み出し、輸入は生み出さないという考えから、しだいに輸入を制限するようになった。このことを保護貿易主義という。また国内取引と国外取引の間に関税などの交易障壁を設けた状態を作り、自国の産業を他国によって脅かされないようにした。しかし輸入は自由に行うべきだと主張する自由貿易派と保護貿易派の対立が起こり、戦争まで発展する。このような貿易に関する対立問題を解決するために、GATT ウルグアイラウンドが開かれた。GATT とは、関税および貿易に関する一般協定 (General Agreement on Tariffs and Trade) のことで、世界貿易上の障壁をなくし、貿易の自由化や多角的貿易を促進することを目的とした国際条約である。1986 年 9 月にウルグアイで交渉開始が宣言された。GATT ウルグアイラウンドの焦点は、輸入数量制限を撤廃し、関税を払えば自由に輸入できるようにすることだった。つまりすべての貿易品目を関税化させ、輸入できるようにすることだった。日本のコメの場合、輸入実績がほとんどないため、関税化に加えて最低限の輸入機会を提供する「ミニマムアクセス」も導入するよう求められた。ミニマムアクセスとは無税、または低関税の輸入枠を設けることである。しかしそれでも外国米が日本に入ってきて、日本農業を脅かす恐れがあった。そのため当時日本は、関税化をしない代わりにミニマムアクセス量を増やす特例措置を適用していた。通常の輸入枠は国内消費量の 3～5%。しかし日本はコメの関税化を 6 年間猶予される代わりにミニマムアクセス枠を 4～8% に拡大して合意した。それから様子をみた 1999 年には、この特例措置の適用をやめ、関税を払えば外国米が日本に自由に入ってくるようになった。（農林水産省 [2009]p4-8）

(<http://diamond.jp/articles/-/28747>)

¹ 18 世紀後半にイギリスで、技術革新による産業・経済・社会の大変革である産業革命が始まった。機械設備をもつ大工場が成立し、大量生産によりコスト削減が可能になった。その後、貿易を通じて自国の輸出産業を保護育成、貴金属や貨幣を蓄積し、国富を増大させることを目指す経済思想（重商主義）が広まった。貿易輸出はその国に貨幣を生み出すが、貿易輸入は貨幣を生み出さない。ただ大量生産をするのではなく、いかに国富を増大させる

締役会や株主総会における承認が必要」というもので、株式の譲渡に関して制限を加えることをいう。この取締役についても「農業常事従事者が過半を占めること」などの制限があり、株式会社の暴走を食い止める措置として存在している。90年代以降、農業生産法人の推移は2000年6000法人、05年7900法人、08年1万500法人、09年1万1800法人と、株式会社の参入窓口を開くと増加傾向であった。(田代洋一[2011]p25)

この農地法改正の影響もあり、2002年に、構造改革特別区域法が制定された。構造改革特別区域法とは、農業生産法人ではない法人が、限定した区域の農地(遊休農地)においてのみ、農地を借りることができるというものである。対象となる農地は遊休化した農地となるが、遊休地化が見込まれる農地も対象としている。前回の農地法改正では、農業生産法人になる要件に株式会社(譲渡制限のある)を加えることにより、初めて株式会社に農業参入の門戸を開いた。この法律では、農業生産法人ではない株式会社でも、遊休農地ではあるが、貸借を可能とするものであり、株式会社の農業参入が進んでいることが伺える。要は遊休農地の増加が問題となっているため、効率性を高めたいと株式会社の力を借りたのであった。ただ株式会社に、何の措置も設けず遊休農地を貸し付けることはしていない。株式会社が農地を放棄しない環境を作るために、業務執行役員のうち1人以上の者が、耕作事業に常時従事することが決まっている。

この政策を実施した地域では、周辺の農業に支障をきたす声は上がっており、耕作放棄地、あるいはなりそうなる農地を管理して耕作してくれているということで評価されているところが多かった。特区という地域に限定して実験を行っていたが、私はこのような評価がなされ、特区が実施されてから約1年後に、全国で実施されるようになったと理解した。(農林水産省[2005]p1)

②.6 平成 21 年農地法改正 ~貸借の自由化~)

日本経済調査協議会が「農政改革を実現する(提案)」を発表した。日本経済調査協議会是一般社団法人であり、日本経済の発展に寄与することを主目的に、内外の経済・政治・社会・文化・教育・技術ならびに企業経営をはじめとする中長期の基本問題を幅広い視野に立って調査研究する機関である。この提案を受けて、経済財政諮問会議が「平成の農地改革」なるものを打ち出した。経済財政諮問会議は、経済財政政策に関し、関係国務大臣や有識者議員等の意見を十分に政策形成に反映させることを目的として、内閣府に設置された合議制の機関である。そして農水省がそうした要求に沿って農地制度改正へと向かった。

直近の農地法改正は、平成 21 年(2009年)で、法律の目的の変更、②一般法人の貸借での参入規制の緩和を行った。上述の方の目的変更については、農地が地域における貴重な資源であること、耕作者は農地を効率的に利用し、地域の調和を促進すること等を明確化した。また、新しく責務規定を新設し、農地の農業上の適正かつ効率的な利用を確保しなければならない旨も明確化した。更に②で

は今回の改正の大きなポイントとなるが、これは株式会社等の貸借での参入規制を緩和し、特区(遊休地等)以外にも全国的参入を可能としたものであった。構造改革特別特区では、遊休農地において貸借が可能であったが、この農地法改正により遊休農地でない農地での貸借が、実質自由になった。今回の改正により株式会社はさらに農業に参入しやすくなった。半年間で株式会社の農業参入が144法人、1年で292法人、2年で677法人と、増加している。

下図からわかるように、農地法改正後、平成 22 年から農業に参入した株式会社の数は増加傾向にある。(農林水産省[2009]p27-31)

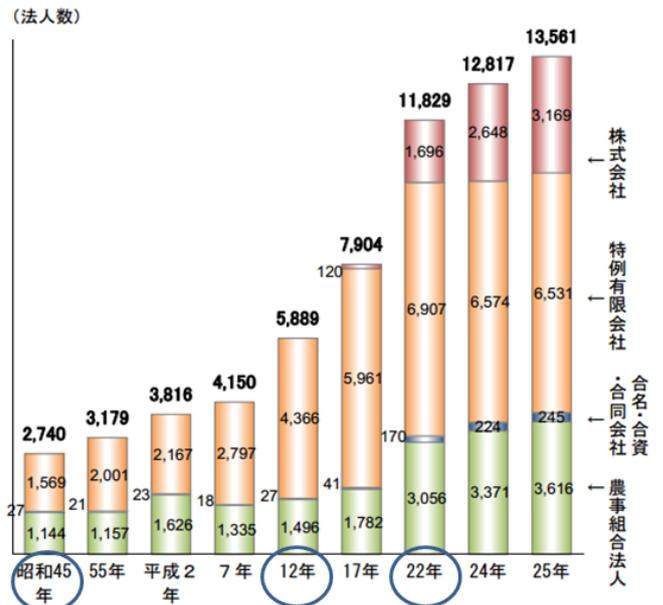


表2『法人の農業への参入傾向』(○囲みは改正年) 農林水産省HPより筆者作成

(<http://www.maff.go.jp/j/keiei/koukai/kaikaku/pdf>)

これまで農地法の歴史を辿り、農地法制定から2009年の農地法改正まで、農地法はどのように変化してきたのか。農業はそれまで個人農家が農業を営んでいたが、それでは効率が悪いと、組織や集団で営むようになり、農地を農地以外の多目的で使用する恐れがあった株式会社にも農地取得(貸借でのみ)を認めたのは、農地の有効利用、農業振興の力になることを期待したからであった。個人経営から協同経営へ、そして株式会社参入へと流れが変わり、今後株式会社が農業にどのような影響を与えるのかに注目が当たる。次の章では、共同経営をしている集落営農と、実際の株式会社参入事例を元に述べていく。

第2章. 農業への新規参入と農業の保護

2.1 集落営農について

農業繁栄のために注目されている手段として、株式会社の他に集落営農がある。関光博氏によると集落営農とは、集落内の農家達が協力して農業を営む組織である。

農業そのものは米価の下落、担い手の不足、耕作放棄地の増加等、構造的な問題を長らく抱えてきた。家族経営による小規模農家、兼業

農家が日本の農業の主体であるため、経営の効率化が1つのネックとなっていた。そのような問題が深刻化した地域で、農地の共同管理という発想が生まれ、集落営農が造られた。土地の所有権は個人に残したまま、利用権を集落あるいは地区全体に設定し、農地を共同で管理しようというものである。例えば年に1度しか使わない田植え機やコンバインを各農家が所有することは費用が高くついてしまう。これら設備を共同で管理し、輪番（交代制）で使用することでコストを安く抑えることができる。また地域住民の労働力・資本を結集し効率的な農業生産活動を行ったり、生活や暮らしを支えたり、地域再生・活性化機能も持っている。中山間地域や条件不利地域では、個人で農業を営むことが難しく、集落内で協力して農業を行おうとする農家が增加している。

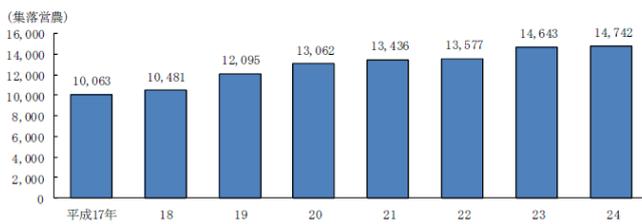


表3『集落営農の増加数』農林水産省

(<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/List.do?lid=000001100330>)

この“共同で行う”ことから、農業協同組合を思い浮かんだ人も少なくないはずだ。ここで集落営農と農業協同組合（以下農協）の違いを示す。集落営農は説明した通り、集落内の農家達が共同で農地を管理したり、機械を使用したり、個々それぞれの負担を軽減、また耕作放棄地になりそうな土地を共同で管理すること等を行う。主に条件不利の中山間地域で発展したといわれている。その地域が直面している諸問題を地域の人々と解決していくための協同活動として行われた。一方農業協同組合とは、農民が協同して、その営農及び生活上の必要を総合的に満たすために設立された組合である。営農指導のほか販売、購買、金融、保険など多角的に事業を行っている。（農林水産省

[<http://www.maff.go.jp/j/keiei/sosiki/kyosoka/noukyo.html>]

集落営農は農協の支援のもと成り立つこともある。農協は農産物を販売先へ届ける卸の役割をしている。卸に通す場合、通した数だけ手数料がかかる。一方集落営農では、流通先を自らが決定していかなければならない。それが負担になる場合があるが、逆に販売先が決まっていれば卸に通さない選択もある。卸に通さないことでコスト（手数料）を抑えることができる。昔は物流整備等が発達していなかったため、農協が卸として販売先へ届けることは大きな役割であった。時代が進むにつれ整備が整い、今では販売先へ自ら開拓することも可能になった。以上集落営農と農協との違いを述べた。（農林金融[2000]p4-15）

話は戻るが、集落営農という農業再生を図る組織が存在する一方、農地法改正により大きく農業に影響を与えるであろう、株式会社に焦点を当てる。実際に株式会社が農業に進出している事例を紹介し、

その株式会社がどのような経営を行っているかと同時に、事例からわかる農地法の問題点を考える。

2.2 株式会社の参入事例

株式会社カゴメ（加工品メーカー）

株式会社カゴメはトマトジュースやトマトケチャップなど、トマト加工品のメーカーである。資本金19,985百万円、従業員数2209人と規模は大きい。

もともと小規模生産農家と契約栽培をしていたが、需要が過剰気味となったため、小規模生産農家だけでは間に合わなくなり、改善が必要となる。ただ、減農薬で高品質、付加価値の高いトマトを計画的かつ安定的に供給していくには、それだけの規模と技術力を持った生産組織でないと、消費者ニーズに十分対応しきれない。そこで着目したのが、さまざまな技術ノウハウと広い生産規模を持つ、各地の農業生産法人であった。

例として高知では農業生産法人である四万十みはら菜園と契約している。カゴメ株式会社が四万十みはら菜園を選定したのは、高知県三原村の年間日照時間が2,000時間を超えているからである。また、一日の最高、最低気温の温度差が10度程度でトマト栽培に適していることもある。

株式会社であるカゴメが農業分野に進出するには、農地法による諸規制があり、思うように動きがとれない現状があった。というのも土地を所有することができる農業生産法人へ出資する場合、10%以下（現在は50%未満）という出資制限があった。それでやむを得ず取った策は、規制の範囲内で農業生産法人に出資（10%以下）という形で提携したり、規制の枠を外れた農業生産法人以外の組織経営体と連携したりするという方法だった。この農業生産法人以外の組織経営体というのは、“農地”ではなく“非農地”を活用する組織のことをいう。カゴメが活用した非農地は、埋立地である。農地法は農地に対して規制等がかかるが、農地と認められない埋立地等は規制範囲外になる。そこにカゴメは注目した。そのため農地法の出資制限は適応されなくなる。

農業生産法人とも契約を行ったが、より生産に安定性を求めるため、非農地を用いることを始めた。その例としてカゴメブランドの生食用トマトを栽培している加太菜園株式会社がある。加太菜園株式会社は大規模ハイテク菜園である。この非農業生産法人はカゴメ株式会社と、オリックス株式会社が設立した。出資割合はカゴメ株式会社が70%、オリックス株式会社が30%である。菜園としてはカゴメの連結子会社（出資比率50%超）になる。

加太菜園株式会社は非農地を活用しているが、非農地はこのほかにもともと建物を建てていた場所（コンクリート等）に土を被せている場合も農地には当たらない。（野沢一馬[2009]p129-135）（株式会社カゴメ HP）

株式会社カゴメは、加工品メーカーから農業へ参入したが、農地法の枠を通り抜け、農地でない非農地を活用した。農地法がなければ、わざわざ非農地を活用したりはしない。このように農地を活用

したくてもできない企業がいるにもかかわらず、耕作放棄地の増加を食い止めようと“農地の効率化”を農地法は謳っている。農家や農業生産法人が農地を活用してくれることが安心・安全ではあるが、農地の活用は進まない。余りすぎた土地をこれから有効活用してくれるとすれば、株式会社に望みがあるのではないか。

イオンアグリ創造株式会社（小売業）

イオン株式会社は、資本金 1,990 億 54 百万円、従業員数 91614 人と規模は大きい。そのグループ会社であるイオンアグリ創造株式会社の規模は資本金 5000 万、従業員数 350 名（パートタイマー含む）である。2009 年に耕作されていない遊休農地などを有効活用し、その土地を賃貸して農業生産を行うため、イオン創造株式会社が設立された。イオンアグリ創造株式会社ができるまで、株式会社イオンでは、生産者と契約して農産物を仕入れてきた。農産物プライベート・ブランド（以下 P B と省略する）を展開するため、農薬や化学肥料などの物質の使用を抑えて作った農産物とそれらを原料に作った加工食品ブランドである「トップバリュ グリーンアイ」の生産に取り組んでいた。P B とは、小売業者が中小メーカーに生産を委託する。中小メーカーの製品を買い取る代わりに、その中小メーカーの製品の名称は小売業者の名で売られる。発注者である小売業者は大宣伝をしないが、消費者にとっては安く、またそれを販売する小売業者にとっては、利幅が大きいのが特徴。製造委託を受けた中小メーカーにとっては自社の宣伝にはならないが、大口で小売業者が買い取ってくれるメリットがある。

また、国際基準を満たしたイオン独自の G A P（農業生産工程管理）を構築するなど、より品質が高く、安全・安心な農産物を生産するノウハウを蓄積してきた。G A P とは Good Agricultural Practice の略で農業生産現場において、食品の安全確保などへ向けた適切な農業生産を実施するための管理のポイントを整理し、それを実践・記録する取り組みのことである。また、流通過程を効率化することでコスト削減や、他社に先駆けた本格的 P B の開発にも力を注いでいる。

そして上記から始まった生鮮食品の本格的 P B 開発を始めた。それが生産から販売まで一貫管理（イオンアグリ株式会社を設立）することで、安全で安心なものを使うことができることや、農地を取得していることがマスコミなどの関心を引き、知名度が高くなる。また、農業の製造から販売までを行うことで、自社の思うとおりの農産物が作りやすいメリットがある。株式会社が農地を所有することは、農地以外の多目的で使用する恐れがある。

私は株式会社が貸借等で借りた農地は、責任を持って管理するのではないかと思う。株式会社が農地を貸借する場合、解除条件が付される。一方、農地が耕作放棄地状態になっても、そのままの状態にしている農家も存在する。規制をかけて農地を貸借し、活用する株式会社は、農地を荒らす、転用する障壁となるのだろうか。また耕作放棄した場合の措置をより厳しく講じることで、一層農地は守られるのではないか。（イオンアグリ創造株式会社 HP [2014]）

株式会社アグリ（総合商社）

今回、農業参入している株式会社の事例として、株式会社アグリに取材を行った。株式会社アグリは佐賀県に本社を置く、農産物の栽培管理、卸、果樹花粉等交配の専門資材を取り扱う総合商社である。資本金 5000 万円、従業員数 55 名（正社員 15 名、パート・アルバイト 40 名）である。国際種苗登録であるゼスプリゴールドキウイの栽培や、価格設定やターゲット層、流通先等が細かく考えられているブッチーナの栽培を行っている。地元農家と連携することで、自社は農地を持たない。農地を持つことはリスクを抱えるとの考えもっている。農地を所有する場合、その面積を耕すための機械（トラクター等）が必要になる。しかしその機械代の費用が高く利益は生み出さない。農業自体、種をまいて収穫するまでの期間が長く、天候の変化により左右される部分が強。得られる収益も、不安定になる。株式会社アグリでは農家の人たちが農地を持ち、その農家に技術提供や販売促進を行う。いわばマネジメントをする立場により農家を支えている。（アグリ株式会社 HP [2014]）

ここでブッチーナのマーケティング戦略について触れる。ブッチーナとはサボテン科の塩見野菜でアイスプラントという植物のことである。肉厚ながら小ぶりの葉の表面にまるで氷の粒が付着しているような見た目と、プチプチした触感があり、他の野菜とは類似しない個性的な味が特徴的である。アイスプラントを売るために細かな商品の販売戦略を練り上げている。まず、このアイスプラントを求めるターゲット層を決めた。30 代前後の独身女性で、仕事を持っていて、週末は友達とパーティーをする人を対象にした。週末パーティーをするときに、普通の食べ物を持参して持っていくよりも、他の人と被らずに、珍しいものを持っていきたい気持ちになる。その時にアイスプラントを手にとってもらうことを狙っている。このアイスプラントの名前を決める時に「わかりやすい」＋「野菜らしい」この 2 つを満たすネーミングを考えた。そこで約 50 種の案が出たが、その案は株式会社アグリ社長がすべて考えたものではない。ターゲット層である 30 歳代女性の求めているものは、その世代にあった社員が提案する方がよいという考えのもと、若い社員が案を出し合った。また自社内で名前を決定するのではなく、インターネット投票を行った。ここでも消費者意識を大事にしている。約 2750 件の投票数があったうち、1624 件が“ブッチーナ”が良いと答えた。その結果“ブッチーナ”という名前がつけられた。価格は他の野菜よりも少し高い。というのも他の野菜と差別化をするためと、ターゲット層が仕事をしている 30 歳前後の女性ということもあり、高級感（リッチ感）が出されている。販売元（売り場）は東京の銀座でも販売をしている。ここにもターゲット層が関係しており、高価なイメージを創出するための販売計画である。宣伝方法は、雑誌である。普通なら食品雑誌に載せることを考えるが、株式会社アグリでは食品と関係のないファッション雑誌にブッチーナを宣伝している。これは先ほどのターゲット層でもあった、30 歳代の女性に手にとってもらうためだからである。実際、直に本屋

さんに出向き、ターゲット層の女性がどの本をよく手に取っているのかを観察した結果だった。

以上の株式会社アグリマーケティング戦略をみると、一貫してズレがない販売戦略を行っている。株式会社アグリは農家をマネジメントする立場にある。農地の管理にも携わっており、農家の土地をサポートするが、農地活用に寄与しているのではないか。また実際に農家の年収を約3倍までにあげている。この株式会社ならではの経営能力は、農家が自立するための、見習うべき能力ではないだろうか。



表4 ブッチーナの生産現場

2.3 3事例から見る農地法の問題点

農地法制定当時から、株式会社は農地を持つことはできなかった。しかし農地法が改正されることにより、株式会社の参入規制が緩和されてきた。現在、農地は貸借によって借りることはできるが、所有権は持っていない。このような時代背景がある中で、株式会社を農業に参入させまいとした農地法は正しかったのだろうか。農地法は農地を守り、食料の安定供給を目的にしているが、この株式会社参入規制が農地を守ること、それにより食料の安定供給につながったのかを考察する。先ほどの3事例から農地法の問題点を探る。

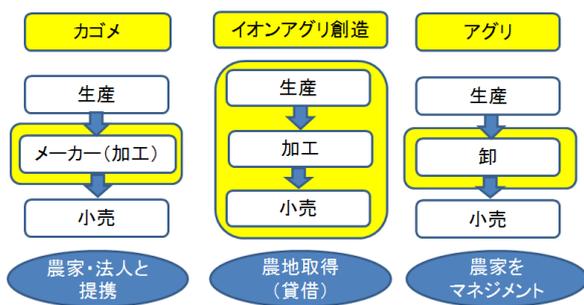


表5 事例の農業参入構造

事例1のカゴメ株式会社では、農地法による規制のため、農地ではなく、埋立地等の非農地を活用することで、トマトの生産増加を図った。しかし耕作放棄地や遊休地が増加していることに悩んでいる日本は、農地を有効活用したいはずだ。カゴメ株式会社は埋立地を活用したが、耕作放棄地、遊休地を活用することができれば、農地の効率化に貢献できるのではないか。耕作放棄地を有効活用できれば、農地を守ることになるのに、規制することにより逆に農地は荒れていくのではないか。

事例2のイオンアグリ創造株式会社では、農地の貸借により、生産から販売までを一貫して管理している。農業では6次産業が注目を浴びている。6次産業とは製造業、農業などの1次産業と、加工業などの2次産業、販売やサービスなどの3次産業をかけあわしたものをいう。イオンアグリ創造株式会社では生産から販売までを行う6次産業に進出した。株式会社が農産物を生産するということだ。ここで補助金について触れる。この6次産業化を進めるにあたって、政府から補助金支援が存在する。この補助金は2通りの見方が存在すると思われる。1つ目は、6次産業は農家自身がビジネスを学ぶための教育費ではないかということだ。農家が大企業との契約を結ぶことが出来たからと言って、安心はできない。なぜならこの契約はいつ切れてしまうか分からないからだ。契約は1つだけでなく、他にも取ることがリスク分散になるのが企業経営の手法だ。今農家が必要なことは自立し流通知識や手法を学ぶことだ。この補助金も農家を自立させるための手段の一つである。2つ目は、補助金を出すことにより、農家を保護しすぎているのではないかということだ。農家が農業を営む、生産する場合、国からの補助金が出るが、株式会社が生産する場合、補助金はでない。農地法の歴史を見ていき、農家の自立を進めることを農地法では提案していた。農家の人たちに保護をし続けていけば、自立する力はつけられないと思う。株式会社の側からすれば、公平性にかけると感じるであろう。

農家によって意識の違いはあるが、補助金をもらうために6次産業を進めるより、農業で生き残る手段を身につけるとい意思を持つ農家が補助金をもらうことを願う。

事例3の株式会社アグリでは、生産農家をサポートする立場にある。農家収入アップも実現している。農業の担い手不足が問題にもなっているが、農業は儲からないというイメージがついているのも現状だ。昔は親が農家であれば、子も農家であったが、高度成長期以降、他産業の発展により、農業労働者が都市に集中した。耕作放棄地、遊休地を増やさない・守るためには、そこを耕す“人”がいなければ成り立たない。株式会社アグリはその“人”を作るべく農家収入増加を考えていると思う。農地法が考えるのは、農地だけではなく、農家収入も考えるべきである。

第3章. 農業振興に貢献する農地法とビジネスモデル

3.1 ビジネスモデルの提言

私は、株式会社が農業へ参入することはメリットがあると思う。そのメリットを活かせば、農業振興へとつながるのではないか。

ここで農家と株式会社との立場を整理する。農家は生産能力・知識は持っているが、流通能力や知識が乏しい場合が多い。さらに高齢化や担い手不足に悩んでいる。農地は親の代から受け継いでいる者が多いが、先述の問題により耕作放棄地となる問題が生じている。一方、株式会社は、流通に乗せることは得意とするが、農産物を生産する能力・知識は乏しい。また、「企業」としてのイメージがつくことから、雇用も創出される。さらに農地を貸借した場合、初期

費用がかなりかかる（土地やトラクターなどの機械代等）。

そこで、農家と株式会社が協力する、また株式会社が農家をマネジメントすることを提案する。その前提に、農家と株式会社の力関係が対等であることを条件とする。株式会社がマネジメントを行うが、農家自身に自立性がなければ、今までと変わらない。農家は農産物を生産し、その農産物を株式会社で流通にのせる。農家がデメリットを抱える流通部分を株式会社に補い、株式会社は生産を農家に行ってもらうことで、相互補完し合える関係になるのではないか。ここで必ずしも株式会社自らが農地を取得し、経営していくことが正しいとは限らないと思う。先ほど述べた初期費用が莫大にかかることがあるため、採算性を考慮すると、取得しないほうがよいことも考えられる。先ほどの株式会社カゴメや株式会社アグリ事例は、自らが農地を持つことはしていない。農家や他組織に委託することでリスクを少なくしている。新たに株式会社が農業に参入する場合であれば、上記のように農家と提携するほうがよいのではないか。

3.2 今後の農地法の方向性

これまで農地法の変遷、事例を見てきたが、昔と今とで農地の価値が変化していった。農地法の制定当初、農地は国民のため、食料の安定供給のため大事に扱われてきた。しかし時代が進むにつれ、少子高齢化や担い手不足による耕作放棄地が増加、また農業の非効率に直面。農地の有効利用に焦点があたる。農地の価値が変化することにより、農地法も自作農主義（農地の所有権を持つ者が農業を行う）から耕作者主義（農地の所有権有無にかかわらず、農業を行う者）に移っていく。耕作放棄地の増加や担い手不足を解決するには株式会社の力が必要と認識され、農業へ株式会社も参入していくようになった。この問題を見ていくと、今後も株式会社の参入を進めていくのではないか。株式会社は農地の有効利用の他、農家にはない経営能力（マーケティング力）がある。農家は生産できても流通に乗せる能力がないため、この株式会社の経営能力を活かすべきものである。以上より、農地法は農業の衰退に歯止めをかけるためにも、株式会社の農業参入を進めるべきだと思う。

おわりに

始めは、農業に株式会社が参入できないことすら知らなかった。農業衰退と言われる中で、株式会社が農業に参入し、農地を取得すれば農業繁栄になるのだと思っていた。調べていく中で、必ずしも株式会社が農地を取得することに意味があるとは限らないと気づいた。しかし農地の耕作放棄や遊休地化が進む問題がある中、政府はその対策として耕作放棄地を農地に戻す支援を行ったり、再生農地支援を行ったりしている。そうした対策をすると同時に、農地を使いたい株式会社に有効利用してもらうことを進めてもよいのではないか。株式会社と協力する上でも、農家が主体性を持つことを前提に、農地法という制度は変更されるべきではないか。

参考文献

- 農林水産省[2000]農林金融
<http://www.nochuri.co.jp/report/pdf/n0005re1.pdf>
- 農林水産省[2004]『農地制度について』
<http://www.maff.go.jp/j/council/seisaku/kikaku/bukai/19/pdf>
- 農林水産省[2005]
http://www.maff.go.jp/j/kanbo/kihyo02/tokku/t_tenkai/pdf
- 農林水産省[2007]『農地政策をめぐる事情』
http://www.maff.go.jp/j/study/nouti_seisaku/01/pdf/data3-1
- 農林水産省[2009]『農地法改正法案について』
http://www.maff.go.jp/j/nousei_kaikaku/n_kaigou/06/pdf
- 森本秀樹[2009]『ステップアップ 集落営農 -法人化とむらの和
 両立させる-農産漁村文化協会
 森剛一[2009]『集落営農と家族経営を活かす 法人化塾-農業経営
 基盤強化準備金の仕組みとその活用
 野沢一馬[2009]『農業ビジネスでチャンスを広げる方法』
 版
 田中康晃・林博明[2010]『企業のための農業参入の手続きと申
 請書類作成の実務』日本法令
 岡本重明[2010]『農協との「30年戦争」』文春新書
 農林水産省[2011]『平成24年度食料自給率をめぐる事情』
http://www.maff.go.jp/j/zyukyu/zikyu_ritu/pdf
- 農林水産省[2011]『耕作放棄地再生利用対策の概要』
<http://www.maff.go.jp/j/nousin/tikei/houkiti/pdf/gaiyoh24.pdf>
- 田代洋一[2011]『シリーズ 地位の再生5 地域農業の担い手群
 像 土地利用型農業の新展開とコミュニティビジネス』
 中谷安伸[2012]『販売士検定3級問題Part1<小売業の種類、マ
 ーチャンダイジング>』一ツ橋書店
 中谷安伸[2012]『販売士検定3級問題Part2<ストアオペレーシ
 ョン、マーケティング、販売・経営管理>』一ツ橋書店
 岡本和真[2012]『農業から農事業へ〜「儲かる農家」を目指
 せ!〜』ヤンマー学生懸賞論文に投稿
 関満博・松永桂子[2012]『集落営農/農山村の未来を拓く』新評
 論
 上田栄一[2013]『やってよかった集落営農 ホンネで語る実践
 20年のノウハウ』サンライズ出版
 農林水産省HP [<http://www.maff.go.jp/>]
 カゴメ株式会社HP [<http://www.kagome.co.jp/>]
 四万十みはら菜園HP [<http://shimantomihara.com/>]
 イオンHP[<http://www.aeon.info/>]
 イオンアグリ創造株式会社HP [<http://aeonagricreate.co.jp/>]
 株式会社アグリHP [<http://www.agri-co.jp/>]
 ダイヤモンド・オンライン[<http://diamond.jp/articles/-/28747>]
 日経調 HP[<http://www.nikkeicho.or.jp/>]
 経済財政諮問会議 HP[<http://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/>]